

SU19503 実践力Power Up講座 民法Ⅲ

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
5	(1)申込みの効力発生時期 (b)例外のb	相手方が上記事実を知った場合	相手方が承諾の通知を発するまでに上記事実を知った場合	20/01
	(1)申込みの効力発生時期 (b)例外の5行目	(52697Ⅲの例外)。	(526・97Ⅲの例外)。	20/01
35	②aの1行目	(567Ⅱ)	(570)	20/01
36	2売主の担保責任の内容(買主の救済手段) 図表中 損害賠償請求権の要件②	不適合が「債務者の責めに帰すべき事由によるもの」でない	不適合が「債務者の責めに帰すべき事由によるもの」である	20/01
51	2 消費貸借の予約	2 消費貸借の予約 将来, 当事者間で~準用される。	タイトル及び2行全部削除	20/01
90	三 委任者の義務 (1) 有償委任における報酬支払義務	別紙①に差替え		20/01
161	4 特別養子 (1) 特別養子縁組の成立要件	別紙②に差替え		20/01

三 委任者の義務

(1) 有償委任における報酬支払義務

① 特約がなければ <u>無償</u> が原則である（648Ⅰ）。[14-15-ウ] [16-19-イ]
② 原則形態の報酬請求 → 支払時期は、原則として <u>委任履行</u> の後（後払いの原則，648Ⅱ本文）。[14-15-ウ]
③ <u>履行割合型</u> の報酬請求（事務処理の労務に対して報酬が支払われる場合） [23-19-7] → i <u>委任者</u> の帰責事由によらずに委任事務が履行不能となった場合又は，ii 委任の履行が途中で終了した場合には， <u>受任者は既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる</u> （648Ⅲ）。
④ <u>成果完成型</u> の報酬請求（成果に対して報酬が支払われる場合） → 成果が引き渡しを要するときは， <u>引き渡しと同時に報酬を支払う</u> 必要あり（648の2Ⅰ）。 → i <u>委任者</u> の帰責事由によらずに委任事務が未完成の場合，又はii 仕事の完成前に契約が解除された場合において， <u>既にされた委任事務の結果のうち可分な履行によって委任者が受ける利益の割合の限度で，報酬を請求することができる</u> （648の2Ⅱ）。

(2) その他の義務

① 委任事務を処理するにつき要する費用の前払義務（649） ex. 土地購入の現地調査に行く旅費・宿泊費
② 立替費用など償還義務（650Ⅰ） 委任事務を処理するのに「必要と認められる」費用を出したときは，委任者に対してその費用と支出した日以後の利息（法定利息）の償還を請求することができる。
③ 債務の代弁済義務・担保供与義務（650Ⅱ） 受任者の有するこの代弁済請求権を受働債権として，委任者が受任者に対して有する債権とを相殺することは許されない（最判昭47.12.22）。
④ 損害賠償義務（650Ⅲ）→ 無過失責任 [14-15-イ] [16-19-イ] 受任者が委任事務を処理するため，自己に過失なくして損害を受けたときは，委任者に対してその賠償を請求することができる（650Ⅲ）。

4 特別養子

(1) 特別養子縁組の成立要件

特別養子の成立要件 (817の2)	① 養親となる者の請求に基づく、 <u>家庭裁判所の審判</u> で成立する。(注1) ② この場合、後見人が被後見人を養子とするとき、又は、未成年者を養子とするときでも、これらについての家庭裁判所の許可を要しない。
養親の夫婦共同縁組 (817の3)	原則：養親となる者は、 <u>配偶者のある者</u> でなければならない、 <u>配偶者とともに縁組</u> をしなければならない。 例外：夫婦の一方が他方の嫡出子(実子・特別養子は含むが普通養子は除く)を養子とする場合(注2)
養親の年齢制限 (817の4)	原則：養親は <u>25歳以上</u> でなければならない。 例外：夫婦の一方が25歳以上であれば、他方は <u>20歳以上</u> であれば足りる。
養子の年齢制限 (817の5)	原則：審判の申立て時に <u>15歳未満</u> であること(817条の5 I 前段) 例外：養子となる者が次の要件のいずれにも該当する場合には、審判確定時までの間に <u>18歳未満</u> であること(817条の5 I) ① 15歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されていること ② 15歳に達するまでに特別養子縁組の成立審判の申立てがされなかったことについてやむを得ない事由があること なお、家庭裁判所は、養子となる者が15歳に達している場合においては、その者の <u>同意</u> が必要(817の5 III)。
父母の同意 (817の6)	原則：養子となる者の <u>父母の同意</u> が必要 例外：① 父母が表意不能の場合 ② 父母による虐待、悪意の遺棄、その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合
特別養子縁組の成立基準 (817の7)	特別養子縁組を成立させるには、以下の要件を要する。 ① 父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であること その他特別の事情があること ② 子の利益のため特に必要があると認められること
縁組前の監護 (817の8)	特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を <u>6か月以上</u> の期間監護した状況を考慮しなければならない。

(注1) 成立に家庭裁判所が関与するので、以下の場合は家庭裁判所の許可は不要

- ① 後見人が被後見人を養子とする場合
- ② 未成年者を養子とする場合

(注2) 夫婦の一方のみが養親となれる場合

- ① 夫婦の一方の嫡出子である場合

∴ 実の親子関係を切ってしまうと法定の親子関係が発生するというのは無意味であり、自然だから

